

## 熊本県監査委員公告第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により令和元年（2019年）5月27日から令和元年（2019年）6月27日までの間に実施した定期監査結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年（2019年）9月26日

熊本県監査委員	濱田義之
同	竹中潮
同	淵上陽一
同	前田憲秀

### 1 監査対象機関

部局名	機関名
県央広域本部	税務部、農林部(熊本農政事務所)、土木部(熊本土木事務所)、宇城地域振興局、上益城地域振興局
県北広域本部	県北広域本部、玉名地域振興局、鹿本地域振興局、阿蘇地域振興局
県南広域本部	県南広域本部、芦北地域振興局、球磨地域振興局
天草広域本部	天草広域本部

### 2 監査対象期間 平成30年度（2018年度）

### 3 監査の主眼

財務に関する事務の執行については、合規性、正確性をはじめ経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して実施し、特に不適正経理再発防止策の実効性を検証した。また、行政に関する事務の執行については、経済性、効率性及び有効性の観点を主眼として、組織の目標管理、主な事務事業の効果、職員の意識改革取組状況等について実施した。

### 4 監査結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行についてはおおむね適正と認められた。

なお、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項及び意見事項は次のとおりである。

( 1 ) 指摘事項

監査対象機関		監 査 の 結 果
部局名	機関名	
県央広域本部	宇城地域振興局	<p>(特定個人情報を含む行政文書の紛失について)</p> <p>特定個人情報が含まれる児童扶養手当認定に係る文書5件が紛失する事案が発生している。</p> <p>児童扶養手当事務における特定個人情報の保護に関する取扱規程等に基づき、特定個人情報の適切な管理を行うこと。</p>
		<p>(不適切な事務処理による障害福祉サービス事業者への過払について)</p> <p>指定障害福祉サービス事業者から提出された変更届出書等を適切に処理しなかったために、障害福祉サービスを提供している1事業者において、介護給付費等の過払が生じる事案が発生している。</p> <p>届出書等の受理に当たっては受付簿等を作成し、本庁への進達までの進捗管理を組織的にチェックできる体制を構築すること。</p>
県北広域本部	県北広域本部	<p>(道路維持修繕委託等に係る事務処理について)</p> <p>単県道路維持修繕委託業務他2事業について、支払手続等を怠ったことから、未払及び支払遅延が発生している。</p> <p>委託契約に係る支払事務において組織的なチェック体制の強化を図り、再発防止に努めること。</p>
		<p>(用地補償の契約手続について)</p> <p>瀬田熊本線単県道路改良工事の用地補償において、必要な予算を確保せず、契約手続を行わないまま所有権移転登記手続を行ったことから、所有権移転登記完了後に土地代金等を支払うことができず、予算の確保ができた後に約6か月契約手続を遡っている。</p> <p>所有権移転登記手続は、不動産登記法等に基づき、用地補償に係る予算措置及び契約手続の完了後に行うこと。</p>
	玉名地域振興局	<p>(職員の交通事故について)</p> <p>公用車による過失割合が高い人身事故が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>
	鹿本地域振興局	<p>(職員の交通事故について)</p> <p>公用車による過失割合が高い人身事故が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p> <p>(業務で使用する切手の自費購入について)</p> <p>公費で支出すべき建設工事受注動態統計調査で使用する返信用の切手を、担当職員が自費で購入している。</p> <p>業務に必要な経費について職員が立替払を行わないよう、再発防止策を講じること。</p>

監査対象機関		監 査 の 結 果
部局名	機関名	
県北広域本部	阿蘇地域振興局	<p>(庁舎管理における工事契約及び物品購入契約の事務処理について)</p> <p>平成30年度(2018年度)の総合庁舎に係る電話機増設・移設等工事及び消火器等の物品購入において、契約手続を行わないまま業務を発注している。また、年度内に支払うべきところ、過年度支出し、遅延利息5,800円が発生している。</p> <p>契約手続において組織的なチェック体制の強化を図り、再発防止に努めること。</p>
県南広域本部	県南広域本部	<p>(一般海域内行為許可の事務処理について)</p> <p>一般海域内行為許可において、次の課題がある。</p> <p>(1)4月1日付けで継続での更新許可をすべきところを、7月からの新規許可として取り扱い3か月の不法占用状態が生じている。</p> <p>(2)継続での更新許可としなかったため、4月から6月の3か月分の使用料が徴収されていない。</p> <p>一般海域管理条例に基づき、使用料の追加徴収を行う等適切に取り扱うこと。</p>
	芦北地域振興局	<p>(職員の交通法規違反について)</p> <p>通勤中の交通法規違反(司法処分)が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>
	芦北地域振興局	<p>(河川敷占用料等に係る債権管理について)</p> <p>河川敷占用料等に係る債権管理について、次の課題がある。</p> <p>(1)未納のものについて督促状を全く発行しておらず、新たに未収金が発生している。</p> <p>(2)納期限後に納入通知書を送付しているものが多数ある。</p> <p>地方自治法等に基づき、納期限前に納入通知書を送付するとともに未納については督促状を発行する等適切な取扱いを行うこと。</p>

#### 参考

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの

( 2 ) 意見事項  
なし

参考

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。